欧州・中央アジア

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（限定旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
アイスランド	ｱｲｽﾗﾝﾄﾞ・ｸﾛｰﾈ	15,250	10,500	5,700	5,700	1,500	2,400	2,400
アイルランド	ﾕｰﾛ	122	84	46	46	12	19	19
アゼルバイジャン	ｱｾﾞﾙﾊﾞｲｼﾞｬﾝ・ﾏﾅﾄ	246	169	92	92	25	38	38
アルバニア	ﾚｸ	15,800	10,900	5,900	5,900	1,600	2,500	2,500
アルメニア	ﾄﾞﾗﾑ	69,570	47,830	26,090	26,090	6,960	10,870	10,870
イタリア	ﾕｰﾛ	122	84	46	46	12	19	19
ウクライナ	ﾌﾘｳﾞﾆｬ	3,930	2,705	1,475	1,475	395	615	615
ウズベキスタン	ｿﾑ	1,143,000	786,000	429,000	429,000	114,000	179,000	179,000
英　国	ｽﾀｰﾘﾝｸﾞ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	108	74	41	41	11	17	17
エストニア	ﾕｰﾛ	122	84	46	46	12	19	19
オーストリア	ﾕｰﾛ	122	84	46	46	12	19	19
オランダ	ﾕｰﾛ	122	84	46	46	12	19	19
カザフスタン	ﾃﾝｹﾞ	50,000	34,400	18,750	18,750	5,000	7,800	7,800
キプロス	ﾕｰﾛ	122	84	46	46	12	19	19
ギリシャ	ﾕｰﾛ	122	84	46	46	12	19	19
キルギス	ｷﾙｷﾞｽ・ｿﾑ	10,000	6,880	3,750	3,750	1,000	1,560	1,560